

# ソラマチ・ギフトカード利用約款

## 第一条（目的）

本約款は、東武タウンソラマチ株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する、以下に定めるソラマチ・ギフトカードの利用について規定するもので、利用者によるソラマチ・ギフトカードの利用には、本約款が適用されます。

## 第二条（定義）

本約款における主な用語の定義は別途定義されていない限り次のとおりとします。

ソラマチ・ギフトカード（以下、「カード」といいます。）：

当社が発行した、日本円を単位とする貨幣価値を電子情報に置き換え、蓄積、利用するために必要な機能を備えたもの。

利用者：本約款に同意し、カードを利用する者。

商品：各施設および各店舗にて提供するサービスまたは販売する商品。（商品券、ギフト券等を除く）。

利用：

カードを次条に定める店舗に提示することにより、カード残高の範囲内において、サービスまたは商品の引渡しを請求する行為。

## 第三条（利用可能店舗）

カードはカード取扱が可能である旨の表示のある施設・店舗（以下、「取扱店」といいます。）でサービスまたは商品購入（一部除外品もございます）ならびに残高照会に使用できます。

## 第四条（カードの発行）

1. カードの発行は当社が指定する箇所において行います。

## 第五条（利用の方法）

カードを利用する場合は、取扱店内でカードを提示していただき、カードの残高から利用合計額を差引くことで、サービスまたは商品を購入することができます。

## 第六条（残高確認について）

1. 1. 利用金額及び利用後のカード残高は専用レシートに表示され、専用レシートの引渡時に利用者から特段の申出がない限り、利用者はカード残高に誤りがないことを確認したものとみなします。
2. 2. カードの残高は、レシートに表示される他、取扱店内のレジでカードを提示していただくことで確認することが可能です。また当社WEBサイトからも確認可能です。

## 第七条（換金等）

カード残高の返金、換金および払い戻し等はいたしません。但し社会情勢の変化、関連法令等の制定改廃、その他当社の都合によりカードの取り扱いを全面的に廃止することを当社が決定した場合、例外的に利用者は、当社所定の方法に従って、カード回収のうえ、カードの残高照会の結果に基づき払い戻しを行うものとします。

## 第八条（再発行）

カードの紛失、盗難もしくは、利用者の許可無く第三者に使用された場合であっても、カード機能の停止、返金、換金または再発行は一切いたしません。利用者は、カードやカードの機能の破損防止のため、カードを汚損したり、折り曲げたり、磁気に近づけたりしないでください。カードやカードの機能を破損した場合は、破損の原因が故意に基づいていないことが明らかで、カード磁気情報またはカード裏面に記載されているカード番号が判読可能な場合に限り、当社の判断により当社所定の方法に基づいて、残高を移行させた新しいカードを発行いたします。その際、当社は新しいカードと引き換えに旧カードの引渡しを求めます。なお、新しいカードの発行にあたっては、カードの図柄等は当社が指定させていただきます。

## 第九条（不正な取得・利用等）

1. 1. 次の各号のいずれかに該当する場合、当社は利用者からカードの利用をお断りし、カード機能を停止し、当社が必要と認める場合、利用者のカードを当社にお引渡しいただくものといたします。
  - (1) 利用者が不正な方法によりカードを取得し、または不正な方法により取得されたカードであることを知って利用、または利用しようとした場合
  - (2) カードが改竄、偽造または変造されたものである場合
  - (3) 本約款に違反した場合
  - (4) その他、カードの利用が不正であると当社が認めた場合
2. 2. 前項各号の疑いがある場合、当社は調査のために一時的に当該、利用者のカードをお預かりすることがあります。

3. 3. 第一項においてカード機能を停止した場合、当社は当該カードの再発行、返金、換金等は一切いたしません。

#### **第十条（カードの有効期限（重要））**

カードの有効期限は、カード発行日から6か月です。有効期限を過ぎたカードの利用は出来ません。但し、6か月を超えない範囲において特別に利用期限を定めたカードはこの限りではありません。有効期限後は、カードは無効となり、その際、返金、換金は一切いたしません。

#### **第十一条（システム保守、障害等）**

カードに関するシステムの設計及び管理には万全を期しておりますが、停電、システム障害、メンテナンス及びカード偽造等に対する安全管理ならびにその他やむをえない事情により取扱店の一部または全部において、当社は予告なくカード利用内容の一部または全部を一時的に停止することがあります。その際、カードがご利用できないことから生じる不利益または損害については、当社は責任を負いません。

#### **第十二条（担保権設定の禁止）**

カードへの質権等の担保権の設定は一切できません。また、利用者が本条に違反した場合も当社は一切の責任を負いません。

#### **第十三条（管轄裁判所）**

本約款に基づく取引に関して当社との間に紛争が生じた場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

#### **第十四条（約款の変更）**

1. 1. 本約款は当社の判断において予告無く本約款を変更することがあります。
2. 2. 前項の変更をする場合、当社は取扱店において変更後の約款を当社所定の期間備え置くと同時にWEBサイト等にて掲載いたします。
3. 3. 変更後の約款適用日以降の取引においては、変更後の約款が適用されます。

#### **第十五条（問合せ窓口）**

カードの利用その他本約款に関する問合せは、発行店若しくは下記問い合わせ先までご連絡ください。

東京ソラマチコールセンター

〒131-0045 東京都墨田区押上 1-1-2

0570-55-0102 (10:00~21:00)

附則 本約款は2012年2月1日からこれを適用いたします。